

国保年金課からのお知らせ

こんなときには、14日以内に届出を！

こんなとき	必要なもの
他の市町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書、印かん、身分証
職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、印かん、身分証
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の喪失証明書、印かん、身分証
子どもが生まれたとき	印かん、身分証
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん、身分証
外国籍の人が国保に加入するとき	在留カード、印かん
他の市町村へ転出したとき	国保の保険証、印かん、身分証
職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証又は健康保険資格取得証明書
職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保の保険証、印かん、身分証
国保被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、国保の保険証、印かん、身分証 葬祭者の印かん、葬祭者の口座が分かるもの（通帳等）
生活保護を受け始めたとき	国保の保険証、保護開始決定通知書、印かん、身分証
外国籍の人が国保をやめるとき	国保の保険証、在留カード
住所、世帯主、氏名等が変わったとき	国保の保険証、印かん、身分証
修学や施設入所のため、他市町村に住むとき	国保の保険証、在学・在園証明書、印かん、身分証
保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	身分証、印かん

◆国保に加入する届出が遅れると・・・

国保税は届出をした日からではなく、国保に加入するべき日まで遡って納めることになります。届出が遅れている間の医療費はやむを得ない理由がない限り、全額自己負担になります。

◆国保を喪失する届出が遅れると・・・

国保の資格がなくなっているのに届出が遅れると、手元にある国保の保険証を使って診察等を受けてしまう場合があります。このようなときは、国保で負担した医療費を返していただくことになります。

※すべての手続きには個人番号がわかる書類（個人番号カード・通知カード等）及び、身分確認できるもの（免許証や住民基本台帳カード等）が必要です。
※別世帯の方が届ける場合は、世帯主からの委任状が必要です。



入院時食事代の変更について

入院時の食事代は医療機関に入院したときに必要となる一食あたりの食費の一部（標準負担額）を自己負担します。平成30年4月から、住民税課税世帯に属する方の食事代の自己負担額が360円から460円へ引き上げられました。

◆1食あたりの標準負担額

住民税課税世帯	（平成30年4月改定）	460円	※ただし、難病患者等は260円のまま据え置きとなります。
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去12ヵ月の入院日数が90日以下 過去12ヵ月の入院日数が90日超	210円 160円	
低所得者Ⅰ	所得が一定基準に満たない70歳以上の方	100円	

【お問い合わせ】 国保年金課 ☎889-1798

平成31年4月より 国民健康保険の税率改正に ご理解をお願いします。

【平成30年度まで(改正前)】

	合計
所得割	10.45%
均等割 (一人あたり)	27,400円
平等割 (一世帯あたり)	29,200円

【平成31年度から(改正後)】

	合計
所得割	11.22%
均等割 (一人あたり)	35,300円
平等割 (一世帯あたり)	29,200円

⇒ 所得割 0.77%増

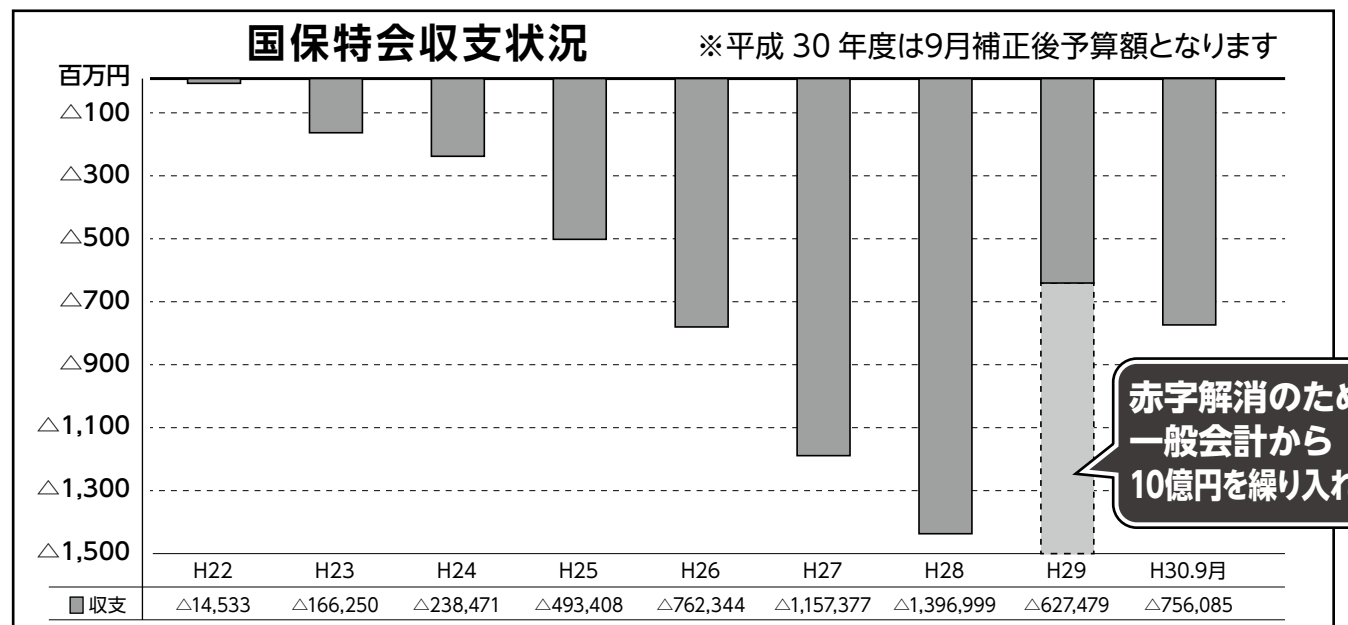
⇒ 均等割 7,900円増

Q. なぜ国保税が上がるの？

A. 国保の累積赤字が増大しています。

累積赤字額の推移

平成22年度：1,453万3千円 → 平成29年度：6億2,747万9千円



～ 国保特会の現状 ～

本町の国民健康保険特別会計（国保特会）は、平成29年度に累積赤字が16億円を超える見通しとなったことから、一般会計から赤字補填として10億円の繰り入れを行いました。また、本町の一人当たりの年間医療費は平成20年度238,235円でしたが、平成29年度には331,708円となっており、約1.4倍も増加しています。

今後も累積赤字の解消および国保特会の健全化に向けて計画的に取り組んでいく必要があります。平成12年度から改正されていない現在の税率では赤字を解消することが困難なため、平成31年度より国民健康保険税について改正を行うことになりました。

今後とも、国保運営にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】 国保年金課 保険税班 ☎889-1798